

加東市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現

行>

<改正後>

<修正理由>

<p>風水害予防-31</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p> 第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p> 第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>第1 防災行政無線等の整備</p> <p> 災害情報の伝達等を正確に行うべく、CATVを活用した情報伝達機能を拡充するとともに、防災行政無線等の整備に努める。</p> <p><略></p> <p>第5 土砂災害情報相互通報システムの活用</p> <p> 土砂災害情報相互通報システム（CATVお天気チャンネル、上字画像送出システム、加東市防災気象情報サイト）を活用し、常時気象情報等を市民に提供する。</p> <p>第6 携帯電話の活用</p> <p> 携帯電話等の画像を活用した情報の収集について検討を進める。</p> <p>第7 監視カメラの整備と活用</p> <p> 災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。</p> <p>第8 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p> 市は、災害時の情報伝達手段として、CATV、かとう安全安心ネット、エアーメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多種な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。</p> <p> < 現有の主な情報伝達手段例 ></p> <p> (1) CATV (2) かとう安全安心ネット（エアーメール等メール配信） (3) インターネット (4) 電話、ファクシミリ等 (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） (6) 広報車 (7) 消防関係車 (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ） (9) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力</p> <p>風水害予防-40</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p> 災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平時から社警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p> 第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p> 第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>第1 防災行政無線等の活用</p> <p> 災害情報の伝達等を正確に行うため、防災行政無線及を活用した情報伝達を速やかに行うとともに、かとう安全安心メールを利用した情報伝達など、様々な媒体を活用した情報伝達を行う。</p> <p><略></p> <p>第5 土砂災害情報相互通報システムの活用</p> <p> 土砂災害情報相互通報システム（_____）を活用し、常時気象情報等を市民に提供する。</p> <p>第6 災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用</p> <p> 気象庁が発する緊急地震即報を全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用により、防災行政無線、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。</p> <p>第7 ICTの活用</p> <p> 統合型GTSシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。</p> <p>第8 監視カメラの整備と活用</p> <p> 災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。</p> <p>第9 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p> 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エアーメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、_____災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多種な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会NPO法人市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。</p> <p> < 現有の主な情報伝達手段例 ></p> <p> (1) 防災行政無線 (2) CATV（テレビ、インターネット等） (3) かとう安全安心ネット（エアーメール等メール配信） (4) インターネット (5) 電話、ファクシミリ等 (6) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） (7) 広報車 (8) 消防関係車 (9) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ） (10) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク (11) アマチュア無線等情報ボランティアの協力</p> <p>第10節 避難所対策の充実</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p> 災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平時から警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を整備したことにより、「整備」に関する記述を「活用」に関する記述に修正 ・CATVとの連携による情報発信は、災害時等の緊急時にを行うため、その記述を削除 ・瞬時伝達の記述を追加 ・表現、字句の修正 ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・市国際交流協会がNPO法人となったことに伴う修正 ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正
--	--	--

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>風水害予防-41</p> <p>第10節 避難所対策の充実</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知する。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 <u><略></u></p> <p>(2) 指定避難所 <u><略></u></p> <p>①指定基準 <u><略></u></p> <p>②指定順位 <u><略></u></p> <p>③広域一時滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れができる避難所を予め選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得る。 ・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <p>④留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、<u>福祉避難所の指定に努める</u>。 	<p>第10節 避難所対策の充実</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知する。</p> <p><u>1 指定緊急避難場所</u> <u><略></u></p> <p><u>2 指定避難所</u> <u>浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。</u> <u>なお、学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</u></p> <p><u>(1) 指定基準</u> <u><略></u></p> <p><u>(2) 指定順位</u> <u><略></u></p> <p><u>(3) 広域一時滞在への配慮</u> <u>・指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れができる避難所を予め選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得る。</u> <u>・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定める二とに努める。</u></p> <p><u>(4) 留意事項</u> <u>・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹する。</u> <u>・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</u> <u>・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握する。</u></p> <p><u>3 福祉避難所</u> <u>災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラボートやしろ）、旧滝野福祉センター（はひねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通し番号を修正 ・記述を追加（震災対策編と同様の内容） ・字句の修正 ・福祉避難所を指定していることにより、記述を追加
---	--	---

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

風水害予防-49	<p>第13節 廃棄物対策の充実</p> <p><略></p> <p>第2 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月環境省）を参考に、浸水想定区域内の建物分布等を考慮し、水害時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>第3 応援体制の整備</p> <p>2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p><略></p> <p>3 費用負担</p> <p><略></p>	<p>第13節 廃棄物対策の充実</p> <p><略></p> <p>第2 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東加西環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月環境省）を参考に、浸水想定区域内の建物分布等を考慮し、水害時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>第3 応援体制の整備</p> <p>2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p><略></p> <p>3 災害時の廃棄物処理に関する方針</p> <p>また、災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成19年8月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を元に対策を行うものとする。</p> <p>4 費用負担</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> 小野加東環境施設事務組合が小野加東加西環境施設事務組合になったことに伴う修正
	<p>第16節 水防対策の充実</p> <p>第1 洪水予報等の伝達</p> <p>浸水想定区域内における洪水予報及び特別警戒水位到達情報等について、CATV、かとう安全安心ネット等を通じて市民へ情報伝達を行う。</p> <p><略></p> <p>第3 浸水想定区域における避難確保措置</p> <p>(1) 洪水時に係る避難所の設定にあたっては、浸水想定区域を十分考慮した上で適切な施設を選定するとともに、早い段階からの警戒・避難情報の伝達に努める。</p> <p>(2) 浸水想定区域内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。</p>	<p>第16節 水防対策の充実</p> <p>第1 洪水予報等の伝達</p> <p>浸水想定区域内における洪水予報及び特別警戒水位到達情報等について、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット等を通じて市民へ情報伝達を行う。</p> <p><略></p> <p>第3 浸水想定区域における避難確保措置</p> <p>(1) 洪水時に係る避難所の設定にあたっては、浸水想定区域を十分考慮した上で適切な施設を選定するとともに、早い段階からの警戒・避難情報の伝達に努める。</p> <p>(2) 浸水想定区域内の_____不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の整備に伴う修正
	<p>第17節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 土砂災害による被害を防止するための対策</p> <p>土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項そ</p>	<p>第17節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策</p> <p>土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項そ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 字句の追加

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>の他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。</p> <p><略></p> <p>2 緊急時の警戒避難</p> <p>(1) 気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害情報相互通報システムによる情報提供 ② C A T V、かとう安全安心ネットによる情報提供 <p>(2) 避難の指示等の伝達</p> <p>C A T V、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>公共情報コモンズ</u>、ホームページ等による情報伝達</p> <p><略></p>	<p>の他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。</p> <p><略></p> <p>2 緊急時の警戒避難</p> <p>(1) 気象情報（雨量、<u>土砂災害警戒情報等を含む。）の提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害情報相互通報システムによる情報提供 ② <u>防災行政無線</u>、C A T V、かとう安全安心ネットによる情報提供 <p>(2) 避難の指示等の伝達</p> <p><u>防災行政無線</u>、C A T V、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>Lアラート</u>、ホームページ等による情報伝達</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・「<u>公共情報コモンズ</u>」を「<u>Lアラート</u>」に修正
<p>風水害予防-60</p> <p>第19節 災害対策基金の積立・運用</p> <p><略></p>	<p>第19節 災害対策基金の積立・運用</p> <p><略></p> <p><u>資料</u></p> <p><u>1-5 加東市災害対策基金条例</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の追加
<p>風水害予防-61</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の普及</p> <p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>1 普及方法</p> <p>正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講習会、防災訓練等 (2) 防災ガイドブック、広報紙、冊子、その他印刷物等 (3) C A T V、かとう安全安心ネット (4) ホームページ、県CGハザードマップ等 <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内の防災対策 (2) 風水害に関する知識と過去の災害事例 (3) 災害に対する平素の心得 <p><略></p> <p>⑪ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備_____等</p> <p><略></p>	<p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の普及</p> <p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>1 普及方法</p> <p>正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講習会、防災訓練等 (2) 防災ガイドブック、広報紙、冊子、その他印刷物等 (3) <u>防災行政無線</u>、C A T V、かとう安全安心ネット (4) ホームページ、県CGハザードマップ等 (5) <u>兵庫県広域防災センター等の活用</u> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内の防災対策 (2) 風水害に関する知識と過去の災害事例 (3) <u>風水害</u>に対する平素の心得 <p><略></p> <p>⑪ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備_____等</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・「<u>兵庫県広域防災センター</u>」の記述を追加

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

風水害予防-70**第5節 企業等の地域防災活動への参画促進****第2 企業等の平常時対策**

(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

① 事業継続計画（BCP）の作成

〔事業継続計画〕

企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

<略>

(2) 市及び消防本部は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

風水害予防-75**第4章 減災のための防災基盤の整備****第3節 防災基盤・施設等の整備****第1 防災基盤整備事業計画**

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区分	事業例
防災施設等整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽）、消防用設備（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化
防災システムのIT化事業	防災情報通信施設・設備整備（防災行政無線、消防・救急無線、防災情報システム、震度計・自動震度警報装置等）、緊急通報システム
消防広域化対策事業	広域化に伴い、新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等

第5節 企業等の地域防災活動への参画促進**第2 企業等の平常時対策**

(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

① 事業継続計画（BCP）の作成・点検・見直し

〔事業継続計画〕

企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

<略>

(2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

・事業継続計画について、作成後の点検、見直しを追加

・加東市消防本部から北はりま消防本部になっていることによる記述の修正

第4章 減災のための防災基盤の整備**第3節 防災基盤・施設等の整備****第1 防災基盤整備事業計画**

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区分	事業例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽）、消防用設備（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化

・県計画に合わせて修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現

行>

<改
正
後>

<修正理由>

<p>風水害予防-77</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第4 治山施設の整備</p> <p><略></p> <p>3 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備</p> <p>県が実施する山地災害危険地区に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、山地災害危険地区及び警戒・避難に必要な情報を市民に周知に努める。</p> <p>風水害予防-79</p> <p>第5節 交通関係施設の整備</p> <p>第1 道路施設の整備</p> <p>災害時における、道路施設は避難だけでなく緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものにあっては、同様の処置をとるものとし災害に強い道路網の整備に努める。</p> <p>風水害予防-82</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2 ガス施設の整備等</p> <p>被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策を実施するものとされている。</p> <p><略></p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p>西日本電信電話株式会社（兵庫支店）、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社（神戸支店）、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。</p> <p><略></p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加するものとされている。</p> <p>① 訓練内容</p> <p>ア 演習の種類</p> <p>イ 災害対策情報伝達演習</p> <p>ウ 災害復旧演習</p> <p>エ 大規模災害を想定した復旧対策演習</p> <p>イ 演習方法</p> <p>エ 広域規模における復旧シミュレーション</p>	<p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第4 治山施設の整備</p> <p><略></p> <p>3 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備</p> <p>県が実施する山地災害危険地区に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、山地災害危険地区及び警戒・避難に必要な情報を市民に周知に努める。</p> <p>市内の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は、資料編に示す。</p> <p>第5節 交通関係施設の整備</p> <p>第1 道路施設の整備</p> <p>災害時における、道路施設は避難だけでなく緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので、施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものにあっては、同様の処置をとるものとし災害に強い道路網の整備に努める。</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2 ガス施設の整備等</p> <p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策の実施に努めるものとされている。</p> <p><略></p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p>西日本電信電話株式会社（兵庫支店）、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社（神戸支店）、ソフトバンク株式会社、</p> <p>は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。</p> <p>また、株式会社ケイ・オプティコムは、市の重要な通信手段を担っていることから、前述と同様の施設の整備と防災対策に努めるものとする。</p> <p><略></p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>① 灾害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加するものとする。</p> <p>② 演習の種類</p> <p>ア 災害対策情報伝達演習</p> <p>イ 災害復旧演習</p> <p>ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習</p> <p>③ 演習方法</p> <p>エ 広域規模における復旧シミュレーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記述の追加（震災対策編の記述と整合を図る） 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 通し番号及び字句の修正
---	--	--

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>① 事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習 ② 防災機関における防災総合訓練への参加</p> <p>風水害予防ー90</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進</p> <p>第2節 大規模事故灾害予防対策の推進</p> <p>第1 交通安全の確保</p> <p>1 交通の安全のための情報の充実</p> <p>社警察署と連携して、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全運動」等を推進する。</p> <p>2 安全な運転の啓発及び運行の確保</p> <p>市、社警察署等は、自動車等の運転者の安全運転教育等の充実に努める。</p> <p>また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るために取り組みを支援する。</p> <p><略></p> <p>第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p><略></p> <p>2 救助・救急関係</p> <p>(1) 消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。</p> <p>(2) 消防本部は、警察署、自衛隊等の保有資機材の情報交換に努める。</p> <p>(3) 市及び消防本部は、鉄道事業者と連携し事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努める。</p> <p>(4) 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定める。</p> <p><略></p> <p>第4 緊急輸送活動等への備え</p> <p>1 緊急輸送活動への備え</p> <p><略></p> <p>(2) 市は、社警察署と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。</p> <p><略></p> <p>第5 雜踏事故の予防</p> <p>1 主催者等への周知</p> <p>市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。</p> <p>(1) 行事の開催等に当たり、行事内容、警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前に社警察署及び消防機関、医師会、医療機関と連絡調整を行う。</p> <p><略></p>	<p>イ 事業所単位での、<u>収集</u>・情報伝達演習 ウ 防災機関における防災総合訓練への参加</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進</p> <p>第2節 大規模事故灾害予防対策の推進</p> <p>第1 交通安全の確保</p> <p>1 交通の安全のための情報の充実</p> <p>警察と連携して、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全運動」等を推進する。</p> <p>2 安全な運転の啓発及び運行の確保</p> <p>市、警察等は、自動車等の運転者の安全運転教育等の充実に努める。</p> <p>また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るために取り組みを支援する。</p> <p><略></p> <p>第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p><略></p> <p>2 救助・救急関係</p> <p>市は、救助・救急に専念し、消防本部を通じて次の事項の整備に努め、事態に備える。</p> <p>(1) _____ 救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。</p> <p>(2) _____ 警察、自衛隊等の保有資機材の情報交換に努める。</p> <p>(3) _____ 鉄道事業者と連携し事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努める。</p> <p>(4) _____ 負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定める。</p> <p><略></p> <p>第4 緊急輸送活動等への備え</p> <p>1 緊急輸送活動への備え</p> <p><略></p> <p>(2) 市は、警察と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。</p> <p><略></p> <p>第5 雜踏事故の予防</p> <p>1 主催者等への周知</p> <p>市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。</p> <p>(1) 行事の開催等に当たり、行事内容、警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前に警察及び消防機関、医師会、医療機関と連絡調整を行う。</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正 ・加東市消防本部から北はりま消防本部になっていることによる記述の修正 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正